

北海道環境基本計画〔第 3 次計画〕の策定について

1 策定の趣旨

- ・北海道環境基本条例第 10 条の規定に基づき、平成 10 年に北海道環境基本計画を策定。
- ・現行計画である第 2 次計画の計画期間が令和 2 年度をもって概ね終了することから、現行計画の進捗状況や環境・経済・社会の状況を踏まえ、新たな環境基本計画〔第 3 次計画〕を策定するもの。

2 検討経過

- ・北海道環境審議会に新しい計画の策定について諮問（令和元年 5 月 8 日）。
- ・審議会の他に、地域の社会・経済における環境課題解決や振興策に取り組む専門家を加えた企画部会を設置。
- ・審議会及び企画部会において、計画策定の方向性や社会・経済・環境の状況を踏まえた課題、計画策定に向けた論点などについて調査審議（各 5 回）。
- ・審議会（令和 2 年 10 月 30 日）において、素案の答申。

3 計画の概要

参考資料 2 のとおり。